

令和4年 4月17日

鳥取県山岳・スポーツライミング協会  
会長 小坂 秀己

ソフトマットの調達に係る一般競争入札について（案内）

このことについて、一般競争入札を実施しますので、希望があれば郵便により入札書を提出してください。

なお、入札に参加する資格の無い者のした入札及び別記「入札条件」に違反した入札書は、無効となります。

記

1 入札に付する事項

- (1) 品 名 ソフトマット
- (2) 規格等 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 数 量 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 納入期限 令和 4年 6月 6日（月）  
※諸事情により期限を過ぎる場合は、別途相談すること。
- (5) 納入場所 別紙「仕様書」のとおり

2 入札手続き等

- (1) 入札方法 郵便による入札  
※直接持ち込み込む事も可とするが、その場合は事前に許可を得ること。
- (2) 提出期限 令和 4年 4月 25日（月） 午後5時00分必着
- (3) 入札及び開札の日時
  - ア 入札書提出締切 令和 4年 4月25日（月） 午後5時00分必着
  - イ 開札日時 令和 4年 4月27日（水） 午後5時00分
  - ウ 場 所 〒689-0501 鳥取県鳥取市青谷町青谷4190-1  
鳥取市立青谷中学校 会議室
- (4) 提出先及び入札に関する問合せ先  
〒684-0072 鳥取県境港市渡町989  
鳥取県山岳・スポーツライミング協会事務局 渡辺 公二 宛  
電話 090-7770-7118（担当：山田佳範）

3 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書の日付には、開札の日（令和4年4月27日）を記載すること。
- (2) 入札書は1枚のみ提出すること。（入札は1回のみ）

- (3) 郵便方法については、郵便局の窓口で「一般書留」・「簡易書留」・「配達証明」のいずれかの手続きをし、開札が終わるまで「差出控え」を保管すること。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (5) 入札書提出業者には、落札の有無に関わらず、開札結果を後日書面にて通知します。  
また、開札を見学することも可能です。

#### 4 その他必要な事項

- ①入札書については、消費税額を含めた金額を記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く）。なお、課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。
- ②落札決定にあつては、入札書に記載された金額を落札決定額とする。
- ③入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正できない。
- ④入札書の宛名は、「鳥取県山岳・スポーツライミング協会 会長 小坂秀己」とする。
- ⑤落札者が免税事業者である場合は、免税事業者であることを明記した届出書を提出すること。
- ⑥契約保証金は免除する。
- ⑦開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- ⑧最低提示価格が予定価格を上回っていた場合は、原則落札業者の決定を行わないこととするが、提示した額が一番低かった業者と後日協議を行い、双方の合意が得られた場合は、これをもって落札決定とすることがある。
- ⑨落札者の決定方法は、本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であつて、鳥取県財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。
- ⑩契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。  
また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア.暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ.暴力団員を雇用すること。

ウ.暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ.いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えること。

オ.暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ.役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ.暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。